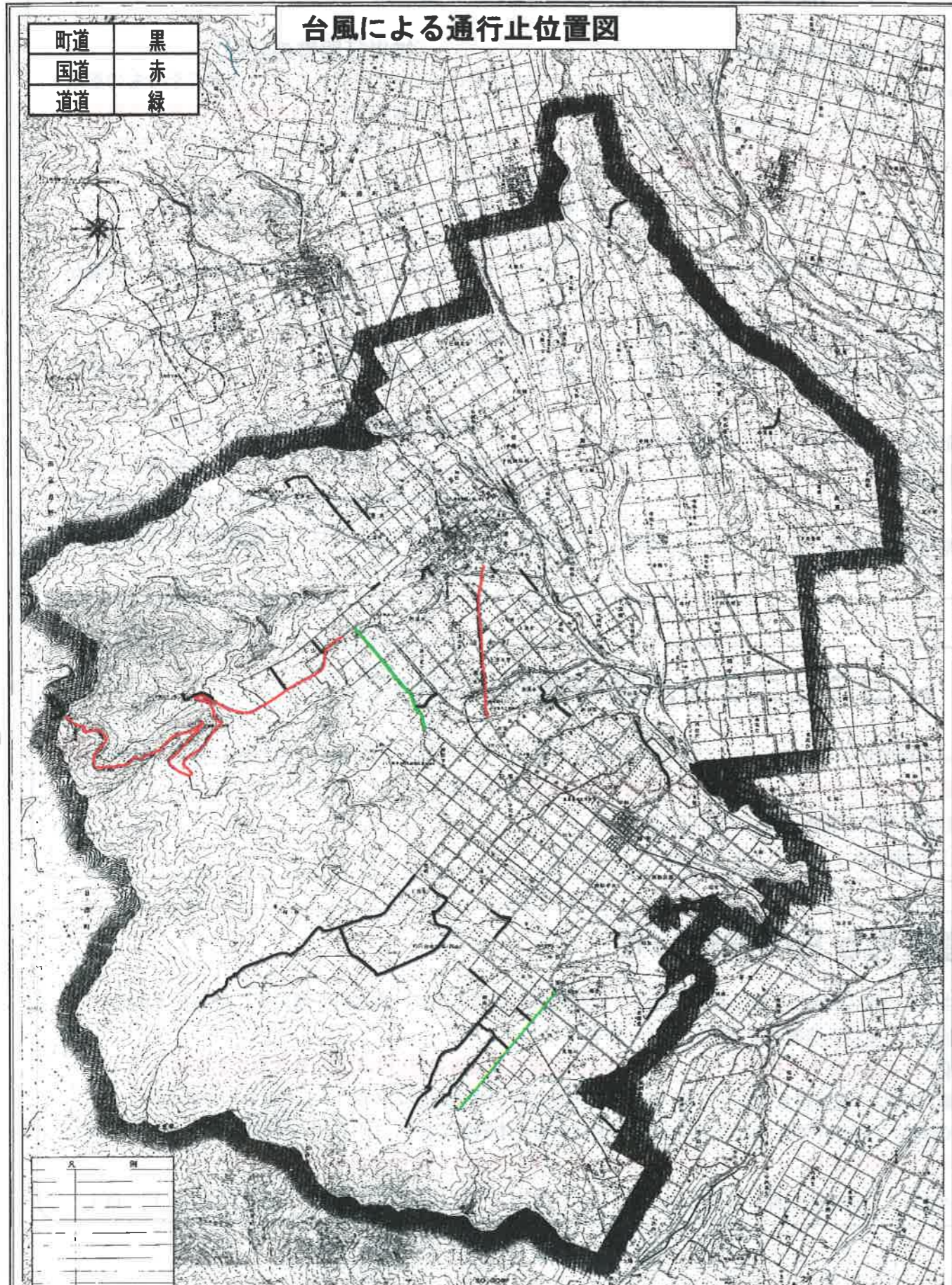


# 現在、通行止めとなっている区間の道路地図について

【平成28年9月13日現在】

現在、通行止めとなっている部分の町道を「太い黒色線」、国道を「赤色線」、道道を「緑色線」で示しています。天候等により、随時道路状況が変わる可能性がありますので、車を運転する際は充分注意してください。



# 広報しみずお知らせ版 平成28年台風10号災害緊急版

## 町長からのメッセージ

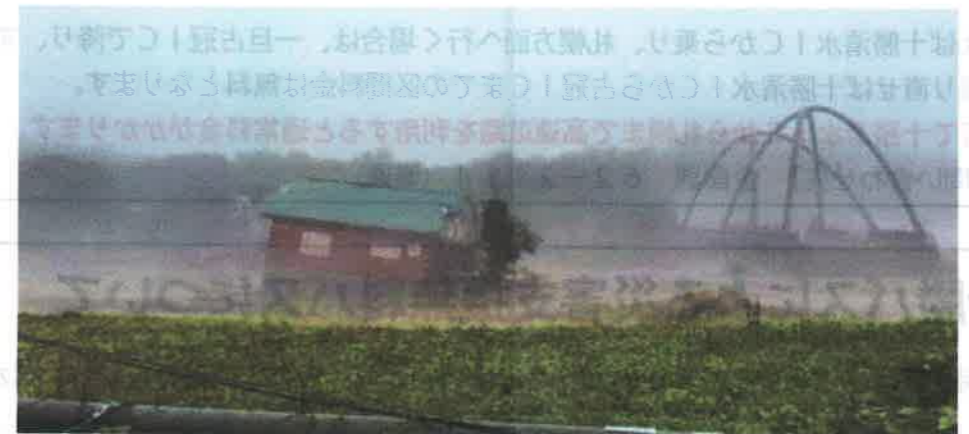
8月30日に北海道に上陸した「台風10号」による大雨により、清水町内では、河川の氾濫や橋の崩落、道路の寸断や断水、家屋の倒壊・流出、農地の浸水被害など過去に例を見ない甚大な災害が発生し、被災された方々に対しまして深くお見舞い申し上げます。

さらに、依然として行方不明者の安否も確認されていない状況であります。

また、発生当初から被害箇所の拡大防止、復旧対応、被災者への支援等に対しまして、団体・企業・個人ボランティアの方々に多大なご尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

今後、完全に元に戻るまで長い道のりではありますが、復旧・復興に全力を注ぎ、1日でも早く町民の皆さまが安心して生活できる環境を整える所存であります。

清水町長 高橋 誠



清水移住体験住宅が倒壊



J Rの線路が湾曲



道路の寸断（道道清水大樹線栄橋）  
※北海道クラシックゴルフ場入口付近



# 皆さまへの生活情報

## ▶ ゴミの清掃センターへの持ち込みについて

災害で生じたゴミの受入れ増や道路の通行止めなどにより、当面の間、**一般ゴミにつきましては申し訳ございませんが清掃センターへの持ち込みはお断り**させていただきます。(事業系ゴミについては受け付けます)

なお、台風による浸水被害に遭って**使えなくなった家財の処理につきましては、町民生活課生活環境係までお問い合わせ**ください。

【お問い合わせ先】町民生活課 62-1151 (直通)

## ▶ 高速道路の無料措置について

現在、**道東自動車道の占冠IC(インターチェンジ)から音更帯広ICの区間は、無料措置(この区間のICが入口かつ出口となる利用に限定)が実施**されています。

- ◆実施期間 9月1日8:00から国道38号線及び国道274号線の通行止め解除まで
- ◆対象車種 全車種
- ◆通行方法 一般レーン、ETCレーンのいずれを走行しても無料措置の対象となります。

※例えば十勝清水ICから乗り、札幌方面へ行く場合は、一旦占冠ICで降り、すぐ乗り直せば十勝清水ICから占冠ICまでの区間料金は無料となります。

※**直行で十勝清水ICから札幌まで高速道路を利用すると通常料金がかかります。**

【お問い合わせ先】企画課 62-2114 (直通)

## ▶ 十勝バスによる災害支援無料バスについて

台風10号による災害に伴い、列車の運行が出来ない状況になっていることから、清水町民を対象とした芽室・帯広方面への通院や買い物のため、十勝バス(株)様のご厚意で、土曜・日曜・祝日を除き月曜日から金曜日まで、**9月9日(金)から無料で運行**いただいておりますので、ご利用ください。

なお、今後の運行期間は、芽室町・帯広市への一般の住民が乗れる代行輸送などが確保されるまでとなっております。

- ◆帯広方面 8:35 → 9:00 → 9:16 → 9:50  
JR十勝清水駅前 JR御影駅前 JR芽室駅前 (芽室・開西・厚生病院経由)帯広駅BT①
- ◆清水方面 16:05 ← 15:18 ← 15:10 ← 14:55 ← 14:50  
清水駅(御影・芽室駅経由) 公立芽室病院前 三条高校・開西病院前 厚生病院前 帯広駅バスターミナル①

【お問い合わせ先】企画課 62-2114 (直通)

## ▶ 被災者への各種支援について

### 『罹災(りさい)証明書の発行』

自然災害による家屋の被害について、被災者からの申請に基づき被害認定調査を実施し、被害程度を証明します。(対象となるもの：**住宅・事務所・車庫・倉庫・畜舎など**)

◆申請受付開始 9月20日(火)より

◆申請場所及び交付窓口 税務課及び御影支所

◆申請方法及び交付について

窓口で申込書を受け付けた後に被害認定調査を実施し、準備が出来た方から窓口又は郵送で交付いたします。

◆その他

被害の認定や調査方法に不服がある場合には再調査を依頼することが出来ます。

【お問い合わせ先】税務課資産税係 62-1152 (直通)

### 『被災証明書の発行』

自然災害による被害を受けたという事実そのものを証明するための証明書です。**主に家屋以外の車や家財などの動産**が災害による被害を受けたことを証明します。

◆申請受付開始 9月20日(火)より

◆受付場所及び交付窓口 総務課及び御影支所

◆申請方法及び交付について

窓口で申請を受け付けた後に被災内容を確認し、準備が出来た方から窓口又は郵送で交付いたします。

※可能な方は、被災写真がありましたらお持ち下さい。

【お問い合わせ先】総務課総務係 62-2111 (直通)

### 『町税の納税猶予制度について』

今後納期を迎える各種町税について、台風被害により被災され、納期内の納付が困難な場合は納税を猶予する制度があります。詳しくは、税務課納税係(☎62-1152)にご相談ください。

## ▶ コミュニティバスの運行について

無料で運行している臨時便のコミュニティバスは、9月20日(火)からは、通常運行(有料)します。なお、**通行止めによる迂回路線となることから、一部停留所の発着時間が変更**となります。

※近々、運行予定時刻表を新聞折込みにて周知します。

【お問い合わせ先】企画課 62-2114 (直通)

## ▶ 北海道電力からのお知らせ

北海道電力では、この度の台風10号の影響により、災害救助法が適用され、清水町で被災されたお客さまに対しまして「電気料金等の災害特別措置」を実施しております。

◆対象のお客様 **被災されたお客様のうち、以下の項目の災害特別措置適用のお申し出をされたお客様**

◆災害特別措置の項目 「電気料金の支払期日の延長」「不使用月の電気料金の免除」「工事費負担金の免除」

「臨時工事費の免除」「使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除」「引込線、計量器等の諸工料の免除」

※**具体的な取扱いやお申込みについては、北海道電力(株)帯広支店までお問い合わせ**ください。

【お問い合わせ先】北海道電力(株)帯広支店 0155-24-5161 (受付時間 平日9:00~17:00)